

各局区長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長
(財政部財政課)

平成 29 年度当初予算編成方針について (通達)

平成 29 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

我が国の財政状況は、人口高齢化等の要因による年金、医療、介護等の社会保障関係費や国債残高の増大に伴う国債費の増加が続き、債務残高は GDP の 2 倍を超え、引き続き極めて厳しい状況にある。また、経済状況は、企業収益、雇用・所得環境は良好であるが、消費や設備投資に力強さを欠いた状況が続いている。

こうした中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(「骨太の方針 2016」)を 6 月 2 日に閣議決定し、経済と財政双方の一体的な再生を目指して昨年度閣議決定した「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中期的視点から、適切な経済財政運営を進めるとしている。

また、将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現を目指すため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(6 月 2 日閣議決定)を策定し、地方創生の本格展開に向けて、国及び地方において官民の総力を挙げて取り組むとともに、国の総合戦略の一層の推進を図るとしている。

8 月 2 日には「平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(概算要求基準)を閣議了解し、歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

具体的には、社会保障費の高齢化等に伴う増加額として 6,400 億円を見込む中、公共事業、教育、防衛など裁量的経費の要求で前年度当初予算額から 1 割の削減を義務付けている。一方では、約 4 兆円の「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、「ニッポン一億総活躍プラン」、「骨太の方針 2016」及び「日本再興戦略 2016」(6 月 2 日閣議決定)等を踏まえた諸課題について要望できることとし、予算の重点化を進めている。

また、地方財政については、「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

しかしながら、国の概算要求の状況は、一般会計の要求総額が101兆4,707億円で3年連続100兆円を超え、今後の予算編成の動向は不透明であり、地方の創生に向けた取組をはじめ、地方交付税、社会保障制度、税制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

2 本市の財政状況

平成27年度一般会計決算では、実質収支が約42億円の黒字となったが、経常収支比率が91.3%となり、依然として財政が硬直化している状況にある。また、一般会計の市債残高が、臨時財政対策債の増加等により、約4,440億円となっており、今後の公債費負担の増加に対処するには、引き続き市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

平成28年度の当初予算編成では、アセットマネジメント基本方針や第3次行財政改革推進大綱に基づく取組を予算に反映し、第3次総合計画を加速させるため、6つの重点プロジェクトに予算を重点配分するなど、経費の節減と事業の優先化を徹底したところであるが、なお50億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。

平成29年度予算編成に当たっては、歳入においては、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあり、歳出においては、子ども子育て支援新制度に係る施設型給付費や介護保険事業会計繰出金などの社会保障関係経費の増加が見込まれ、財政運営は引き続き厳しい状況にある。

このため、平成29年度に取り組むことが必要な事業を推進していくには、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、歳出の徹底した見直しにより、予算の重点化を図る必要がある。

3 平成29年度予算編成方針

(1) 基本方針

平成29年度は、引き続き、第3次総合計画の更なる推進と総人口70万人の維持を目指し、財政規律を堅持しながら事業を強力かつ円滑に推進する必要がある。また、アセットマネジメントの本格的着手や第3次行財政改革前期実施計画の着実な推進、「静岡市総合戦略」に基づく人口減少対策についても、より一層積極果敢に取り組まなければならない。以上のことを踏まえ、次に掲げる基本方針のもと予算編成を行うものとする。

なお、厳しい財政状況の中、新たな行政需要に対応するため、単独の局・部・課で解決できない課題については、局内はもとより局を越えた横断的な連携をより一層図り、適切な役割分担により予算要求を行うこととする。

① 「第3次総合計画」及び「静岡市総合戦略」の更なる推進

財政の健全性を確保しつつ、第3次総合計画の6つの重点プロジェクトや総合戦略の重点事業を中心とした施策・事業を強力に推進し、本市の着実な発展を目指す。

このため、企画局（企画課）から内示を受けた第3次総合計画の6つの重点プロジェクトに資する新規事業及び既存事業の拡充については、政策的経費の上限要求枠の別枠とする。別枠の総額は7億円（一般財源ベース）とする。

特に、次に掲げる2つの政策や広域連携による取組は、最優先に取り組んでいく。

ア 「2025年に総人口70万人の維持」に向けた社会減対策の推進

移住、帰住、定住者の増加策等の社会減対策として特に効果的である取組や、ワーク・ライフ・バランスの推進等の誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組を推進する。

イ 「5大構想」の推進

第3次総合計画と総合戦略の中でも、特に中長期的な視野に立って最優先に挑戦していく取組である本構想を推進する。

<5大構想>

○静岡都心における「歴史文化拠点」づくり

○清水都心における「海洋文化拠点」づくり

○「健康長寿」のまちづくり（「自宅ですっと」プロジェクト）

○「創造都市」づくり（「まちは劇場」プロジェクト）

○人づくり

② アセットマネジメントの本格的着手

総合計画と財政計画と連動した実効性のあるアセットマネジメントを確実に推進するため、本年度中に策定される「第1次アクションプログラム」（平成29～34年度）に基づき、本格的に総資産量の適正化や施設の長寿命化などに取り組んでいく。

③ 「第3次行財政改革前期実施計画」の着実な推進

歳入の確保と歳出の徹底した見直しを行い、行財政運営の効率化を図るため、第3次行財政改革推進大綱に基づく前期実施計画（計画期間平成27～30年度）を確実に予算に反映させる。

④ 国の交付金や有利な市債の積極的な活用

地域経済の活性化や人口減少対策に取り組むため、国の概算要求基準に示された「新しい日本のための優先課題推進枠」（地方創生推進交付金や地域女性活躍推進交付金など国の交付金）などを積極的に活用するとともに、公共施設最適化事業債や延長が見込まれる緊急防災・減災事業債など財政上有利な市債を積極的・効果的に活用し、スピード感をもって防災・減災対策やアセットマネジメントに対応していく。

⑤ 市債残高の適正管理

弾力的な財政運営を維持・継続するため、市債の発行をコントロールすること等により、市債残高を適正に管理する。

(2) 具体的な取組

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

<全般的事項>

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 市民目線に立ち、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。
- ③ 新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行ったうえで（スクラップアンドビルド方式により）要求すること。また、事業効果が検証できる成果指標（具体的な数値目標）と事業期間（終期）を予め示した上で要求すること。
- ④ 6つの重点プロジェクトに資する新規施策・事業（ソフト事業）及び人口減少対策に資する施策・事業は、企画局（企画課）より示された方針に沿って、第3次総合計画及び静岡市総合戦略の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求すること。
- ⑤ 第3次行財政改革前期実施計画に基づく取組の確実な実施による効果額や、総務局（行政管理課）が実施する静岡型行政評価制度（事務事業評価第2次評価及び施策評価第2次評価）による評価結果については、当初予算に確実に反映すること。
- ⑥ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。
- ⑦ 国県補助金等を財源に実施している事業は国の概算要求基準を注視し、事業の制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。
- ⑧ アセットマネジメントの対象となる公共建築物の大規模改修・修繕、建替え等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

- ① 市税・保険料等
市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。
- ② 使用料・手数料
使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。使用料の見直しについては、「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づき適宜見直しを行うこと。
なお、料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額について別の事業要求を認める。
- ③ 未利用財産の処分

未利用財産については、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を図ること。

④ 新たな財源確保

広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源確保を行う場合については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

ただし、新たな財源確保のインセンティブによる事業要求は、臨時的経費として要求すること。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

上記3(1)①に取り組むために設定した特別枠を確保するため、枠配分経費は、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額(平成28年度当初予算一般財源から共済費、賃金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び役務費(財政課が指定した事業に係る経費は除く。)の5%相当額を減じた額)を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

イ 人件費

静岡市職員適正配置計画に基づき、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するといったシェイプアップの視点を重視して、定員の適正化を図るとともに、総人件費の抑制に努め、必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。

特に、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度に係る扶助費については、平成27年度の実績を踏まえ、必要額を精査して要求すること。

なお、市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

② 政策的経費

ア 第3次総合計画の重点プロジェクトに資する新規事業、既存事業の拡充(ソフト事業)

企画局(企画課)から内示された事業については、成果指標やKPI(重要業績評価指標)、事業期間(終期)を明確に設定した上で必要額を要求すること。また、企画局(企画課)からの内示において示された指摘事項については、内容を十分検討し、企画局(企画課)と協議を行い了解を得た上で予算要求に反映すること。

イ 投資的経費

(ア) 第3次総合計画に基づく事業

a 補助・直轄事業については、企画局(企画課)が内示した金額を上限として、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。

なお、平成 29 年度の補助要望を行う場合は、必ず財政課と事前協議のうえ、合議をすること。

- b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで、企画局（企画課）が内示した金額を上限として要求すること。
- c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、企画局（企画課）が内示した金額・内容の範囲内で規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し等により財源を生み出すこと。

(イ) その他の事業（総事業費 50,000 千円未満の事業）

下記「オ 臨時的経費」及び「キ その他の政策的経費」によること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の事業については、各局において事業ごとに優先順位を付して要求すること。

(エ) 「公共事業の品質向上とコスト削減の取組」の内容を予算に反映させること。

(オ) 用地取得費（補助事業で行う用地費を除く。）は、土地取得等検討委員会で承認されたもの以外は要求できないので注意すること。

ウ 繰出金

特別会計及び企業会計への繰出金は、事前に財政課と協議を行った上、十分精査し、必要額を要求すること。

エ 出資金、貸付金及び積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

オ 臨時的経費

臨時的な事業については、施設の長寿命化による将来の財政負担軽減効果などが期待できる、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するための取組などで、事前に財政課との協議が整ったものを要求すること。

なお、アセットマネジメント対象施設の大規模修繕・建替え等については、企画局（企画課）からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求することとなるが、特に緊急を要するものは、個別施設計画の策定前であっても事前協議の対象とする。

カ 新たな行革の取組に対するインセンティブ

「行財政改革実施計画の計画額」以上の削減及び「枠配分経費示達額」を下回る削減については、その超過額の 2 倍の範囲内で事業要求を認めるので、事前に財政課と協議し要求すること（臨時的経費として要求）。

キ その他の政策的経費

上記ア、イ（ア）、ウ～オ以外のその他の経費（新規事業の創設、既存事業の拡充を含む。）は、時代の変化を踏まえ、必要性や市の役割、費用対効果などを十分検証し、局内の既存事務事業（枠配分経費を含む。）の再編・整理、廃止、縮小、統合等の見直しをしたうえで、平成 28 年度当初予算額を上限として、要求すること。

この上限については、上記①アの「局ごとに別途財政課から示す枠配分経費の一般財源額」から融通して要求することも可能であること。

(3) 特別会計・企業会計

- ① 特別会計及び企業会計についても、上記(2)に準じて具体的な取組を進めること。
- ② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金の減額を図り要求すること。

(4) その他の留意事項等

- ① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。
- ② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、総務局（行政管理課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。
- ③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。